

UPR 建設キャリアアップシステムとは

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、2018年春から技能者・事業者の登録を開始し、2019年1月から3月まで利用する現場を限った「限定運用」を実施した上で、2019年4月から「本運用」を開始

技能者の処遇改善に向けて

①技能者の能力・経験の蓄積



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力
（登録基幹技能者講習・職長経験）

②技能者のキャリアパスの明確化

キャリアアップに必要な経験や技能が明らかに



若年層の入職拡大・定着促進

③専門工事企業の施工能力のPR

所属する技能者のレベルや人数に応じた評価が見える化



人材育成に取り組み、高い施工能力を有していることをPR

- 発注者（公共・民間）
- 元請企業
- エンドユーザー



高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく

国土交通省告示第460号 「建設技能者の能力評価制度に関する告示」平成31年3月29日（4月1日から施行）
（定義）

第2条 この告示において「建設キャリアアップシステム」とは、一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

2 この告示において「建設技能者」とは、工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者をいう。



建設キャリアアップシステムの利用手順（概要）

○建設キャリアアップシステムの利用手順をステップ順に説明します。

Step.1 情報の登録・登録料の支払 (技能者の方)



技能者

- 必須情報
 - ・本人情報
 - ・所属事業者ID、所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴

Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積



Step.6 経験の見える化

いつ、どの現場で、どの職種で、どの立場（職長など）で働いたのか、日々の就業実績として電子的に記録・蓄積



Step.1 情報の登録・登録料の支払 (下請事業者の方)

技能者と所属事業者の関連付け

事業者
下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

Step.4 施工体制の登録

現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報（氏名、職種、立場（職長等）を登録

- ・請負回数
- ・所属技能者の情報 等

Step.1 情報の登録・登録料の支払 (元請事業者の方)

- ・元請組織登録
- ・現場管理者ID付与

事業者
元請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

Step.3 現場の登録

元請事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容
- ・就業履歴蓄積期間 等

【重要】

利用するために必要なモノ

- ①事業者ID、技能者ID（カード）
- ②現場運用マニュアル
- ③建レコ
- ④カードリーダー
- ⑤パソコンまたはiPad、iPhone